

資源循環型社会の構築を

青雲21
岡田 千賀子



町長 **A**リサイクル率の向上を考える



▲レアメタルなどが含まれる小型家電

問 コミを減らし資源循環型社会を構築していくため、国は本年4月「小型家電リサイクル法」を施行した。

答 本町においてもデジタルカメラ、携帯電話、パソコン、ビデオカメラ、ゲーム機などに含まれるレアメタル（希少金属）などの有効活用やリサイクル率向上のため小型家電回収を。

問 資源物の回収量が年々減少している。リサイクル率を向上させるという意味から、廃小型家

電の回収を推進すること
も一つの手段と考える。
問 回収時の課題は。
答 携帯電話など個人情報保護の観点から、持ち去りのできない回収容器や設置場所を工夫する必要がある。
問 今後の取り組みは。
答 国が再資源化基準・安定的な処理・広域性など、一定の基準を満たした事業者として認定する「認定事業者制度」により認定された事業者と、協議を進めることを考えている。

その他の質問

▼人権尊重のまちづくりを

- ①「高齢者・障害者の人権あんしん相談」など各種相談体制について
 - ②DV相談共通シートの活用を
 - ③児童生徒の相談ポストカード活用について
 - ④戸籍・住民票などの本人通知制度を
- ▼学校図書室の充実を

小・中学校の施設整備計画は

青雲21
宮宅 良



教育長 **A** 逐次、整備を進めている



▲安全・安心が求められる学校施設

問 小・中学校施設整備指針に基づく健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保が重要。整備計画は。

答 特に急を要するものについては、その都度個別に工事を行い、大規模な工事については、施設の老朽度や整備の緊急性などを勘案し、逐次、整備を進めている。

問 播磨西小学校の安全性とバリアフリー状況は。
答 日常の施設点検や教職員・事務員の見回りなどを通じて児童の安全性を確保している。障がい

のある児童が入学する場合は、可能な限り入口や多目的トイレなどのバリアフリー工事、介助員による人的な支援も視野に入れて検討する。

要援護者の備蓄状況は

町長 **今年度に購入している**

問 要援護者にとって特別な備蓄は必要不可欠である。現在の備蓄状況は。
答 今年度予算で災害時要援護者用備蓄として、おかげ、栄養補助食品、とろみ剤、野菜スープ、栄養補助飲料、救急箱、ポータブルトイレを購入している。

問 身体や症状に合わせているなど代用が難しい日常生活を送る上で必要不可欠な器材などの保管に関する考え方は。
答 要援護者のニーズも含めて町の各グループはもとより、社会福祉協議会なども協議したいと考えている。

その他の質問
▼就労訓練活動支援状況
▼情報発信手段の充実を

環境条例に罰則規定を

新政会
福原 隆泰



町長 **A** 現状で改正は難しい



▲ごみステーションに不法投棄されたごみ

問 自治会では地区外などからのごみの不法投棄に困っている。協働のパートナーとして自治会との関係を重視する町は、まちをきれいにする条例などで罰則規定を設けるなどして、自治会の課題解決を支援するべきでは。
答 自治会員個々の苦情に答えるのは難しく、できれば自治会長を通じて、連合自治会の事務局を担う住民グループに声を上げてほしい。罰則規定は、現認をどう行うか、体制づくりが課題があり、

基金の積極的な活用を

理事 **将来の負担に備えたい**

問 14の基金（貯金）の総額は84億円を超えている。特に財政調整基金は50億円近くにも上る。近隣を確認すると明石市約45億円、加古川市約47億円、高砂市約26億円、稲美町約20億円に比べて圧倒的な財源を持っている。景気上げる事業創出に活用すべきでは。

答 財政調整基金は、年度間の財政の不均衡を補ったり、災害など急な支出に対応するもので、最低でも30億円は確保しておきたい。他市町の財政のやり繰りを分析したわけではなく、将来の負担増加に備えたい。

その他の質問

▼自治会組織の強化・運営の支援、自主防災会の人材確保、地域づくり活動を担う人材育成・青少年の健全育成などについて

本人通知制度の早期導入を

新政会
藤田 博



町長 **A** 制度導入を具体的に検討する



▲人権宣言「共に生きよう ふれあいのまち」モニュメント

問 本人通知制度の導入については、一部の悪質な行政書士などが「職務上請求書」を使って戸籍抄本、住民票などの個人情報不正に取得し、興信所などに売買して不当な身元調査などに利用されている状況を危惧し、何度も質問している。

答 これまでの答弁は、本人通知制度については国の動向や、県下で実施されている市町の状況、近隣市町の動向、住民からの要望、また個人情報保護条例や情報公開条例と

の整合性を考慮して検討するとの答弁であった。その後、検討された内容と本町の人権侵害および個人情報保護に対する考え方について問う。

問 本人通知制度は、市町村の自主的判断に基づく個人情報に関する自治事務であるとの見解もあり、先行して実施している市町村の事例でも、特段の問題は生じていない。県内では本年度中に41市町のうち20市町が実施されると聞かなかで、本年4月には住民団体から「本人通知制度の早期導入」の要望書を受理。

問 本人通知制度は、個人情報の保護や人権侵害を防止するために有効な手段であり、不正取得の抑止力もある。今後は、制度導入に向けて具体的に検討を進める。

問 通知制度の内容は。
答 登録型の本人通知制度を考えている。

問 制度導入の時期は。
答 26年度当初予算に計上して実施していきたい。